建管第８０４号
令和４年（2022 年）９月２２日

建設業者団体の長　様

北 海 道 建 設 部 長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）

本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から、陽性者の療養期間の見直しについて事務連絡がありましたので、お知らせしますとともに、この内容について、道のホームページを修正しましたことを、併せてお知らせします。

つきましては、貴団体傘下会員、事業所等に対する周知について、御協力いただきますようお願いします。

現在、道内においても感染者が高止まりの状況が継続しておりますことから、今後も感染拡大の抑制に向け、引き続き、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

１　改正の概要

（１）陽性者の療養期間について

ア　有症状者

発症日から７日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には８日目から解除可能とする。

イ　無症状者

検体採取日から７日間を経過した場合には８日目に療養解除を可能とする　（従来から変更なし）。

加えて、５日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、５日間経過後（６日目）に解除を可能とする。

（２）療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

２　添付資料

（１）令和４年９月７日（令和４年９月８日最終改正）付け厚生労働省事務連絡

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

（２）参考資料

自宅療養者の療養期間等

３　掲載ホームページ

ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html

（建設政策局建設管理課建設業係）